

開催の案内は個別通知しません。  
年3回になるようフッ素塗布を受けると効果があります。

## 6 乳幼児フッ素塗布のご案内

フッ素は歯の質を強化します。  
乳幼児を対象にしたフッ素塗布を次のとおり実施します。  
○日 時 6月21日(水) 午後1時~1時半  
○場 所 総合保健福祉センター2階「すこやかひろば」

# 六十色 子どもの歯を守る

[問] 福祉事務所 子育て支援係 ☎72-1123(内線508)

## むし歯ゼロのお友だち

4月12日に行われた3歳児健康診査で、むし歯がなかったお友だちを紹介します。



## ハッピースマイル

わたなべ けんや  
渡邊憲弥くん

平成28年6月26日生

けんすけ さおり  
渡邊憲介さん・沙緒里さんの長男  
(福島地区・天神)

最近ハイハイができるようになってあちこち動き回っています。動くのが大好きみたいです。子育ては大変ですが、2歳になるお姉ちゃんも面倒をみてくれるし、主人も手伝ってくれるので助かっています。姉弟そろってこれからも元気にすくすく育ってほしいですね。

# Happy Smile



## 子育てinfo

## ●6月14日(水)3歳6ヶ月児健診

それぞれ、対象児には個別に案内しています。

## ●「2期の日本脳炎」

9歳になつたら日本脳炎予防接種を早めに接種しましょう。

## ●「子ども発達相談室」が開設

言葉など発達に関して気になるお子さんへの支援やその周りの大人的関わり方の助言をします。気になることがありましたら、どうぞご相談ください。予約制でお一人ずつ対応させていただきます。

対象児:未就学児  
日 時:毎週木曜日 午前中  
場 所:市総合保健福祉センター2階 すこやかひろば

# 児童手当現況届の お知らせ

[問] 福祉事務所 こども政策係 ☎72-1123(内線506)

すくすく  
のびのび  
子育て支援情報

児童手当は、家庭などにおける生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担うお子さんの健やかな成長に資することを目的としています。

認定を受けたあと、引き続き届け出がないと受給資格があつても手当を受けられなくなります。

年6月に現況届の提出が必要です！

児童手当を受けとるためには、毎年6月に現況届の提出が必要です！認定を受けたあと、引き続き届け出がないと受給資格があつても手当を受けられなくなります。受給者(保護者)の保険証、印鑑、通帳(口座を変更する場合)を持参の上、市総合保健福祉センター内の福祉事務所こども政策係または、各支所で手続きをしてください。転入などで平成29年1月1日時点で串間市に住所がなかった方は、各支所で手続きをしてください。

平成29年1月1日時点での住所地の所得証明書が必要になります。この他にも、必要に応じて提出していただく書類があります。

※マイナンバー制度による情報連携の試行運用中ですので、引き続き従来と同様の添付書類の提出につきご協力をお願いします。なお、本年秋頃には本格運用が開始され、一部の添付書類が不要になる予定です。

## なるほど児童手当

## 支給対象

中学校卒業まで(15歳の誕生日後の最初の3月31日まで)の児童を養育している方で、支給額は表1のとおりです。

※児童を養育している方の所得が所得制限限度額(表2)以上の場合は、特例給付として月額一律5,000円を支給します。

※「第3子以降」とは、高校卒業まで(18歳の誕生日後の最初の3月31日まで)の養育している児童のうち、3番目以降をいいます。

表1

対象児童の年齢	【所得制限限度額未満】 児童手当(月額)	【所得制限限度額以上】 特例給付(月額)
3歳未満	15,000円	児童1人につき 一律5,000円
3歳～小学生	第1.2子 10,000円	
	第3子以降 15,000円	
中学生	10,000円	

表2

扶養親族等の数	所得制限限度額(万円)	収入額の目安(万円)
0人	622.0	833.3
1人	660.0	875.6
2人	698.0	917.8
3人	736.0	960.0

## 支給時期

原則として、毎年6月、10月、2月にそれぞれの前月分までの手当を支給します。

例) 6月の支給日には、2～5月分の手当を支給します。

## 15日特例

児童手当の申請は、出生や転入から15日以内に行ってください。原則、申請した月の翌月からの支給となります。

ただし、出生日や転入した日(異動日)が月末に近い場合、申請日が翌月になつても異動日の翌日から15日以内であれば、申請月分から支給します。申請が遅れると、原則、遅れた月分の手当を受けられなくなりますので、ご注意ください。

\*初めてお子さんが生まれたとき(認定請求書)

\*第2子以降の出生などにより養育するお子さんが増えたとき(額改定届)

\*他の市町村に住所が変わったとき(受給事由消滅届)

\*公務員になったとき(受給事由消滅届)、公務員でなくなったとき(認定請求書)

## 認定請求

お子さんが生まれたり、他の市町村から転入したときは、現住所の市区町村に「認定請求書」を提出することが必要です(公務員の場合は勤務先に)。

市区町村の認定を受ければ、原則として、申請した月の翌月分の手当から支給します。

【認定請求に必要な添付書類】

・請求者が被用者(会社員など)の場合

→健康保険被保険者証の写しなど

・平成29年5月から平成30年4月までに認定請求をする方で、平成29年1月1日に串間市に住民票のない方→前住所地の市区町村長が発行する平成29年度児童手当用所得証明書(H28.1.1～H28.12.31分)

・児童が串間市外に住んでいる場合

→児童のマイナンバーが記載された世帯全員の住民票

・印鑑(シャチハタは不可)

・請求者(保護者)名義の通帳

・請求者および配偶者のマイナンバーカード

6月は児童手当現況届のご提出をお忘れなく！